

南部町以外でも 住民票の交付を 受けることができます

従来は住民登録している市町村のみで交付していた住民票の写しが、顔写真入り本人確認書類（運転免許証、旅券、住民基本台帳カードなど官公庁が発行したもの）を提示すれば、福島県矢祭町以外の全国どこの市町村でも交付を受ける事ができます。

ただし、戸籍の表示や転居の履歴が記載されない住民票の写しとなりますのでご注意ください。

1. 申請のできる方

本人か同一世帯の方に限ります。
代理人による申請はできません。

2. 申請方法

広域交付住民票申請書(窓口でおたずねください)に必要な事項を記入し、官公庁発行の顔写真入り本人確認書類を提示してください。

必要とする方の氏名や住所、生年月日がわからない場合および、顔写真入り本人確認書類が提示できない場合は交付できません。

3. 交付手数料

交付する市町村によって異なります。
(例：米子市で交付の場合は1通350円です。)

4. 広域交付住民票の申請受付時間

月曜日から金曜日（祝日・国民の休日・年末年始を除く）9時～17時

受付から交付までに時間がかかる場合があります。

国民健康保険への 加入・脱退手続きを お忘れなく

就職や退職などにより国民健康保険へ加入・脱退する場合は、必ず役場で手続きをしてください。

退職で任意継続の手続きをされない場合には、国民健康保険への加入手続きが必要です。

<退職したとき>

職場の健康保険をやめたときは、14日以内に加入手続きを行ってください。

※印鑑、加入していた健康保険の資格喪失証明書、年金証書（65歳未満で年金受給中の方）をお持ちください。

<就職したとき>

職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険の脱退の手続きを行ってください。

※印鑑、国民健康保険証、職場の健康保険証をお持ちください。



国民健康保険から 制度改正のお知らせ

平成26年度からの70歳以上75歳未満の方の自己負担割合が変更になります。

ただし昭和19年4月1日以前生まれの方は、これまでどおり1割に据え置かれます。

昭和19年4月2日以降生まれの方は70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から2割となります。

※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がいがあると認定された方は除く。

なお現役並み所得者の自己負担割合は、3割のまま変更ありません。

【問い合わせ先】 町民生活課（法勝寺庁舎内） ☎66-3114